

滋賀県および県下各市町 中間前払金払制度 実施条件一覧表

平成28年4月1日現在

	→ 黄色網掛け部分は、平成26年度以降に「前払限度額 撤廃 」となった自治体
	→ 平成26年度以降に「前払限度額 引上げ 」となった自治体
下線	→ 平成28年度より「前払限度額 撤廃 」となる自治体（・・・大津市、米原市、高島市）

県・市	中間前払金		
	対象請負金額等 ()内は工期	前払率 (%)	前払 限度額
滋賀県	200万円以上 (60日以上)	20	なし
滋賀県道 道路公社	200万円以上 (60日以上)	20	なし
滋賀県 土地開発公社	200万円以上 (60日以上)	20	なし
大津市	200万円以上	20	1件あたり5千万円 → H28.4より 限度額なし
草津市	200万円以上 (60日以上)	20	1件あたり5千万円
守山市	200万円以上 (90日以上)	20	各年度 5億円 (★)
栗東市	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 5千万円
野洲市	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 5億円 (★)
湖南市	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 5千万円
甲賀市	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 5億円 (★)
近江八幡市	200万円以上	20	各年度 2億円
東近江市	200万円以上	20	各年度 5千万円
彦根市	200万円以上	20	なし
長浜市	200万円以上 (60日以上)	20	なし
米原市	200万円以上	20	各年度 1.5億円(★) → H28.4より 限度額なし
高島市	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 1億円(★) → H28.4より 限度額なし
竜王町	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 1.5億円 (★)
日野町	200万円以上 (60日以上)	20	なし
愛荘町	200万円以上 (60日以上)	20	なし
豊郷町	200万円以上 (60日以上)	20	なし
甲良町	200万円以上 (60日以上)	20	各年度 3億円 (★)
多賀町	200万円以上 (60日以上)	20	なし

「限度額」中 ★印は、前払金・中間前払金での合計額